

令和5年 第24回

教育委員会臨時会会議録

令和5年10月23日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2623号
令和5年第24回臨時会

日 時 令和5年10月23日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真希子

「欠席委員」	委 員	中 村 博
--------	-----	-------

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	長谷川 浩 義
	学 校 教 育 部 長	吉 野 達 雄
	教 育 長 室 長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	竹 村 多賀子
	図書文化財課長	齊 藤 和 彦
	学 務 課 長	鈴 木 建
	教育人事企画課長	村 松 弘 一
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教 育 総 務 係 長	本 城 典 子
	教 育 総 務 係	久保田 ゆ り

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 令和6年度港区立幼稚園の定員及び園児募集等について

日程第2 協議事項

- 1 港区文化芸術振興プラン（素案）について

日程第3 報告事項

- 1 令和4年度決算特別委員会の総括質問について（教育長答弁）
- 2 港区立郷土歴史館展示室等の休室について
- 3 令和5年特別区人事委員会勧告について
- 4 後援名義等の9月使用承認について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の9月事業実績について

- 6 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
 - 7 生涯学習スポーツ振興課の11月事業予定について
 - 8 図書館の9月分利用実績について
 - 9 図書館・郷土歴史館の9月行事実績について
 - 10 図書館・郷土歴史館の11月行事予定について
 - 11 みなと科学館の9月利用状況について
 - 12 11月教育人事企画課事業予定について
- 来年度予算に関する内容（非公開）

「開会」

○教育長 それでは時間になりましたので、ただいまから令和5年第24回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、寺原委員にお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 令和6年度港区立幼稚園の定員及び園児募集等について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。審議事項第1、議案第75号「令和6年度港区立幼稚園の定員及び園児募集等について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは私の方からは、令和6年度港区立幼稚園の定員等について、議案資料ナンバー1により、ご説明させていただきます。概要は2ページ目以降となります。

「審議内容」でございますが、区立幼稚園への入園希望者の減少等を踏まえまして、令和6年度の区立幼稚園定員を125人削減しまして1,220人とし、令和6年度の園児募集をするものでございます。また、利用状況を踏まえまして、白金台幼稚園の子育てサポート保育定員を30人に拡大いたします。

項番1「背景」です。区では、これまで増加していた幼児人口が減少に転じるとともに、幼稚園希望率も減少し、区立幼稚園、私立幼稚園ともに応募者数が減少してございます。このような状況を踏まえまして、区立幼稚園の募集定員を3歳から5歳児の合計で令和4年度に140人、令和5年度に150人削減しましたが、南山幼稚園が抽選となったものの、依然として定員に空きがある園が出ている状況です。

項番2「令和6年度の区立幼稚園定員」についてです。教育環境の充実を図るため3歳児の1学級当たり定員を見直すとともに、定員に空きの多い麻布幼稚園の4、5歳児の定員を削減し、令和6年度の区立幼稚園の定員を対前年比で合計125人削減の1,220人いたします。ゴシックが変更箇所となっております。

なお、表下に経過措置等がございますが、区では公私立幼稚園全体での幼稚園の受入体制を確保しておりまして、区立幼稚園においても必要な受入枠を確保する必要があります。そのため、定員削減園については、保護者へ不安を与えないよう、定員を上回る応募があった場合には、定員削減前の令和5年度定員までを基本としつつ、施設環境等を踏まえた上で、定員を超えた柔軟な受け入れを行うこととしてございます。

次ページを御覧ください。項番3では、これらを踏まえまして、令和6年度の園児募集の園児募集定員と応募資格を記載してございます。

項番4「園児募集の停止について」です。令和6年度の入園募集以降、3歳児（2年保育の園は4歳児）の応募人数が2年続いて10人未満の場合に、2年目の3歳児の学級は編制しないこととし、その翌年度の募集は停止することとします。ただし、園舎改築中の赤羽幼稚園や地域環境が特殊なにじのはし幼稚園など、個別の事情への配慮が必要な幼稚園については、当該考え方を適用せずに、柔軟に対応することとします。

項番5「子育てサポート保育定員の見直し」についてです。子育てサポート保育、いわゆる預かり保育につきましては、現在全園で午後5時までの間、実施してございますが、白金台幼稚園については、利用状況を踏まえまして、令和6年度からの子育てサポート保育定員を30人に拡大いたします。

項番6「その他」です。区立幼稚園魅力向上のための取組について、2点報告でございます。

まず1点目が、夏季等休業中の一時預かり事業についてです。令和5年度、中之町幼稚園において試行的に実施しております夏季等休業中の一時預かり事業について、利用状況やアンケート調査結果等から、他園における需要も見込まれることを踏まえまして、令和6年度から実施園を拡大することを検討してございます。

2点目が、配達弁当についてです。現在、一部の幼稚園でPTAが自主的に実施している配達弁当の注文について、区が一括して契約することで、実施園を区立幼稚園全園に拡大することを検討してございます。

最後に、項番7「今後のスケジュール」です。本日ご承認いただきましたら、区民文教常任委員会報告を経まして、順次記載のとおり募集、入園手続を行ってまいります。

雑駁ではございますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等があれば、お願いいたします。

○田谷委員 公立幼稚園の魅力の低下、冒頭にもございましたけれども、園児の該当者の出生率が下がっているということもあると思うのですけれども、やはり保育園等では減っていないので、色々魅力を増進する上で一時預かりとか、それから弁当配達の注文を区が一括してするとかということがあるのですけれども、こういうことでどうなのですか、多少入園希望者は増えているのでしょうか。

○学務課長 直近、令和5年度に、委員ご指摘のような取組を行っているところですが、一部、例えば本村幼稚園等については、こういった取組もいまだ奏功していない状況が認められるところでございます。引き続き、定員については見直しもするとともに、区立幼稚園の魅力向上についても並行して努めていきたいと考えてございます。

○田谷委員 2年連続して10人未満場合、翌年度の募集は停止しますということなのですか、これはまた復活することがあるのでしょうか。それからまた最悪の場合、過去の事例のように閉園してしまうという心配が危惧されるのですけれども、いかがでしょうか。

○学務課長 基本は休園ということになりますので、一旦募集を止めるという形になります。廃園にするかどうかは、その後の幼児数の推移、あるいは私立園における需要、近園への需要の状況を見ながら、最終的な廃園の手続は行うことになろうかと思います。

ちなみに、幼児数の状況でございますけれども、既に当委員会でも色々な形でご報告はさせていただいておりますけれども、いまだ減少の道を進んでおりまして、例えば3歳から5歳児人口については、令和9年度までは下がるというところで、具体的な数字で行きますと、例えば令和2年で8,600人程度であったものが、令和9年、こちらは推計ですけれども、7,000人程までに下がるというところです。

また、港区全体としての人口推計では、総体として増えていくところでございます、幼児数についても増加の傾向はあるものの、谷からの立ち上がりについては微増だというような結果も出ているところでございます。

したがって、幼稚園の需要については、その推計をにらみながら休園後の判断をしていくことになろうかと思います。

○田谷委員 分かりました。園児の該当人数が非常に下がっているということが予想されるということで、現に今下がっているということなのですから、その反面、小学校の入学希望者数は変移がないか、または上昇傾向にあるというふうに確認しているので、その辺の問題というのは、小学校は増えているのに幼稚園が減っているのはどういうことなのですかね。

○学務課長 児童数についても推計人口は下がり、増加についても微増傾向というところは変わらないところでございます。あとは区立幼稚園の魅力向上と同様に、公立小中、区立小中の魅力についても高めて、入学率を高めていくということは、引き続き課題と考えているところです。

○田谷委員 今回色々お話もございました中学校3年生のシンガポール修学旅行のような問題で、小中では大分魅力を出して、小学生でも中学生でも将来シンガポールに海外旅行、修学旅行できるんだ、それを楽しみにということで、今後まだやってみなければ分からないですけれども、小学校、中学校の公立を希望する子どもが増えると思います。そういう延長上に幼稚園もいて、そういう過程にならないかなと思うような、ありとあらゆる魅力を駆使していただいて、かなりいい教育を園児のためにはしていると思いますので、何とか最悪の事態に陥らないような施策を打っていただきたいと思います。この辺は我々も考えないと、と思っています。よろしくお願いいたします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○寺原委員 今の確認ですけれども、応募人数が2年続いて10人未満の場合は、2年目の3歳児の学級は編制しないということの意味は、2年目に応募人数が10人未満であっても、何人かいても、その方々のための3歳児の学級は編制しないという意味なのですか。

○学務課長 2年目に該当する園につきましては、基本は、翌年度は学級編制をしないこととなりますので、その場合には他園のご案内、あるいは応募段階での第2希望の聴取をした上で、選択していただく形になります。前提としましては、やはり少人数園となることを前提として入園し、卒

園していただくということを十分に理解した上で在園し、卒園していただくということは、重要と考えているところでございます。

○寺原委員 そうすると、残念ながら編制しないとか、その後の募集停止となりそうな園というのは、今の予想としてはどれくらいありそうなのでしょうか。

○学務課長 今現状としては、本村幼稚園が、このルールに該当しそうな園となっているところでございます。

○寺原委員 分かりました。そうすると、本村がその可能性が一番高く、そこに住んでいる方で希望する方が近いところが、南山とかなののでしょうか。その辺をご案内しつつ、様子を見ながらということで、ほかの園は、しばらくはそういうことは起こらなさそうな予想ということでしょうか。

○学務課長 現時点では、まだ2年続けてというところが見込まれているところはございません。

○寺原委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 山内委員、お願いします。

○山内委員 ここに入園希望者の減少、あるいは当該人口の減少によってということがありますけれども、それ以上に今の、この年代の当該年齢の子どもを抱えた親の状況の変化、あるいはニーズの変化に対する対応というところがうまくできていないのではないかと。ニーズと合わなくなっていることでの減少ということが、片方ではあるのだろーと思ってます。ここにいる方たちはご承知のように、保育園と幼稚園という、今はもう保育園の方に圧倒的に希望が多くなっているという状況があると。そういう中で、港区としてどうするかということだと思っております。ある意味で、極端に言えば、もうこの年齢の子どもたちへのサービスは、幼稚園はやらなくて保育園だけでもいいのかという話でもある訳です。

でも実際には、保育園というのは、もともと福祉の施設として制度上もつくられている。ですから、厚生労働省の所管の中に保育園というものがあって、福祉としての色々な仕組みの中で、運営されてきた。一方で、幼稚園というのは教育の場として、したがって文科省の管轄の中で展開されてきた。今は、ある意味で保育園でも教育的な機能はかなり膨らんではきている訳ですけども、しかしもともと出発点が違う以上は、やはり教育の視点で始まった幼稚園と、福祉の視点で始まった保育園では、その内容には力点の違いがあるというところだと思っております。

そういう中で、保育園は保育園として、どう教育的な役割をそこに膨らませていくかというのが大事だし、一方で幼稚園は幼稚園として、今後その十分な教育的な役割に加えて保育的な機能をどう膨らませていくかというのが重要です。

港区としては、やはりその両方の視点から始まったものを持っておく。そして、それをきちんと保育と教育の比重の違いはそれぞれあっても、でもその両方を持っておくということが、逆にこの幼児教育をより豊かにしていくために必要なのではないかと。では、どうやったらその教育的な部分というのが、しっかり充実させてきた幼稚園が、今度保育的な機能を膨らませて、そしてそこにそういうことを期待している人たちが来られるようにするか。そこまで考えないと、このままだと、

もう幼稚園は要りませんって、あとは保育園に全部任せましょうという方向に行ってしまうのではないかと思います。それは、必ずしも港区にとって本当にいいことだとは思わないと、そこはしっかり考えて議論していかなければいけないのではないかと思いますけれども、いかがでしょう。

○学務課長 まさに我々の方の認識も同じ方向でございまして、区立幼稚園につきましては、委員ご指摘のとおり、保育福祉的な部分へのクロスオーバーのニーズも現にあらうかというところで、先程お話ししましたサポート保育であるとか、あとは自転車登園を可能にするとか、慣らし保育期間を短くして利便性を高めるとか、そういった福祉寄りの取組もニーズを踏まえて実施してきたところでございます。

一方、やはり港区全域の幼稚園需要につきましては、私立幼稚園との協議を踏まえて需要に応じていくという大前提がございまして、そういった教育的機能、そして機能の境目については、公私立連絡協議会の中で議論しながらより適切な方法を考えていっている、頭をひねりながら実施しているところでございます。引き続き、委員ご指摘の問題意識も踏まえながら私立園とも協議し、よりよい形での幼稚園の在り方を検討していきたいと考えてございます。

○教育長 山内委員、よろしいでしょうか。

○山内委員 ぜひ検討してください。おそらく今、もちろん色々な福祉保育的な役割もだんだん持たせてきたというのは私も承知していますけれども、それが十分なのか。あるいは、もう一つ何か加えると、あるいはもう少し広げるともっと受け入れられるのか、そのところをやはり考えていけないといけないと思うのです。ですから、ぜひ、せっかく今まで保育的な役割も少しずつは、試行錯誤やっけてきているので、それでも何が足りないのかというところを丁寧に検討していかれるといいのではないかというふうには思っています。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

○田谷委員 もう一つお願いいたします。田谷です。

○教育長 田谷委員、どうぞ。

○田谷委員 今、本村幼稚園の入園率が非常に低いという問題がございましたけれども、これは本村と赤羽もそうなのですか。3歳児の保育がないので、これを3歳児の保育まで持っていくという計画はあるのでしょうか。

○学務課長 まず、本村につきましては、3歳児の検討はさせていただいたのですが、残念ながらスペースの確保が難しいという課題があって、4歳児以降での対応をしております。また、赤羽幼稚園については、現在改築中ですが、新園舎が完成します令和8年度から3歳児を保持すると、こちらは実施する方向で予定しております。

○田谷委員 ありがとうございます。スペースの問題というのは、港区の場合、非常に難しい問題で、なかなかいかんともし難いところがあるというところですが、努力は十分承知しているつもりではございます。

昨今で言いますと、中之町幼稚園が非常に新しい園舎ができて、非常に活気立っているところだというふうに私も感じております。そういうような魅力を出してきて、また先程おっしゃっていた

だいたように、延長保育とか弁当の一括購入とか色々な魅力をアピールして、幼稚園の魅力を出していこうということになるのかなと。

それから、また小中への連携というのは、あまり強く言えないのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○学務課長 幼少中連携については、これはアカデミーの取組がございますので、それはもう前面に出していくことはできると思います。

○田谷委員 分かりました。現状である港区の魅力をもう少し区民に広く知らしめて、いい教育環境にあるんだよということをもう少しアピールして、なるべく保護者に手がかからないような施策も取っていただいているようですので、こういう状況で伸びていくのを祈るしかないかなという状況なのかなと思います。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第75号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第75号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第2 協議事項

1 港区文化芸術振興プラン（素案）について

○教育長 次に、日程第2、協議事項に入ります。協議事項第1「港区文化芸術振興プラン（素案）について」について、説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、「港区文化芸術振興プラン（素案）について」私の方からご説明をいたします。資料を画面共有させていただいております。データについても、お送りしてあるもので御覧いただければと思います。

当プランですけれども、文化芸術基本法において、地方公共団体が定める地方文化芸術推進基本計画に位置づけられる計画となります。計画を策定、または改定する際には、あらかじめ教育委員会のご意見を聞くことと規定されていることから、本日のご説明となります。協議資料1-2、概要版を今画面共有しておりますけれども、お送りした中には一連の最後のページが概要版になっておりますので、そちらで説明いたします。

第1章はプラン改定の前提となる部分です。本プランの改定に当たりましては、文化芸術基本法や港区文化芸術振興条例の趣旨を踏まえ、誰もが文化芸術を享受できる取組が必要であること。また、世界情勢やコロナ禍から、アフターコロナとこの間、文化芸術の重要性が高まっていることを踏まえ、どのような状況であっても、文化芸術を通じて多様性を認め合う価値観が、国内外に発信され、平和な世界の実現に貢献することを目的としております。

第2章では、令和4年度に実施しました文化芸術実態調査など、区を取り巻く現状から導き出された課題を整理しております。課題1です。「コロナ禍における区民の多様な文化芸術活動」こちらは、区民の直接鑑賞率は下がったものの、テレビやインターネット等、多様な媒体による鑑賞機会が充実したこと。

課題2「鑑賞活動できていない区民の存在」です。育児や介護、健康不安などを理由に文化芸術活動がしたくてもできない人が一定数いること。

課題3「国際文化交流への期待」区民が区の文化芸術環境に対して、国際性豊かであるというイメージを持ち、区は外国の文化芸術に触れる機会の充実に力を入れるべきと、国際交流に関する期待が高まっていること。

課題4「団体間での連携・協働の必要性和不安」文化芸術活動団体から、他団体との連携や共同の必要性がある一方で、連携方法など関わり方が分からないという団体が存在すること。

課題5「文化芸術の中核拠点としてのみなと芸術センターへの期待」国内外の質の高い作品や最先端の技術を用いた作品の鑑賞を希望しているなど、令和9年度開館予定のみなと芸術センターへの期待が高いこと。

課題6「文化芸術に関する多様な情報入手方法」各世代に応じ、情報入手方法がSNS、インターネット、広報誌や新聞などの紙媒体と分かれており、多様な手段での情報発信が必要なこと。以上の6つとなります。

第3章では、区の目指す姿、プランの全体像を示しております。本プランにおける将来像を「多様な人と文化が共生し 文化芸術を通じて皆の幸せをめざす世界に開かれた『文化の港』」とし、前期計画に引き続き、後期計画においても検証いたします。

第4章では、将来像実現のための3つの施策とその取組内容を体系的にまとめています。施策1では、鑑賞、参加、創造する側の視点に立った取組。施策2は、文化芸術活動を行う側の団体などの視点に立った取組。施策3は、施策全体を貫く基盤整備に向けた取組となっております。

ここからは、実際にプランを御覧いただきながらの説明となります。協議資料1の素案の説明をいたします。まず、37ページ、146分の43ページのページになりますけれども、ここでは文化芸術、146分の43ページ。こちらです。ここでは文化芸術団体や美術館などの施策、福祉施設等とも連携しながら、合理的配慮を含めたバリアフリーを推進すること。また、区民優待料金を設けるなど、経済的な状況に関わらず、文化芸術に参加できる機会を創出することなどを盛り込んでいます。

続いて、冊子の38ページ。146分の44ページ。146分の45ページ。ここでは、文化芸術を通じた次世代を担う子どもたちの育成として、学校にアーティストを派遣するいわゆるアウトリーチ事業などを通じて、子どもの頃から多様な文化に触れ、体験する機会を引き続き充実していくことで、創造性や多様な価値観を尊重する心を育むことを盛り込んでおります。

続いてのページです。146分の45ページ。39ページから41ページまでになりますけれども、文化芸術を通じた国際文化交流を推進することで、国籍や言語、宗教、生活様式などを越えた、国際相互理解を目指すとしております。

続いて、146分の52ページから次のページになりますが、観光や国際交流、福祉、教育など分野を超えた連携を促進することで、文化芸術の力を他分野の課題解決に生かしていくことを盛り込んでおります。

続いて、次のページ。146分の54ページになります。48ページ。文化芸術活動の担い手となる団体に対して、助成する際には、多言語対応や一時保育を実施してもらうなど、共生社会実現の視点を盛り込むとしております。

続いて、146分の56ページから次のページにわたりますが、新型コロナウイルス感染症は文化芸術に関わる団体や企業、施設などに極めて大きなダメージを与えました。現在アフターコロナを迎えつつありますが、コロナ禍での経験を踏まえ、いかなる状況になっても安全かつ継続的に区民が文化芸術を享受できるよう、オンラインの活用や文化芸術振興基金を活用した財政支援など、いかなる状況になっても支援に取り組んでいくことを明記しております。

続いて、146分の58ページから146分の64ページにわたりますが、浜松町駅前に整備を進めております、みなと芸術センターに関する施策になります。令和9年度に開館予定のみなと芸術センターで行う予定の重点的な取組や組織機能のイメージ、区民がみなと芸術センターへの関わり方、開館に向けて区全体で気運を盛り上げていくためのプレ事業などについて盛り込んでおります。

続いて、146分の65ページになります。ここでは、誰もが文化芸術を享受できるのはもちろんですが、共生社会の実現に向けたテーマ性、発信性のある事業を実施することで、人々が無意識の差別や排除に気づくきっかけとして、文化芸術を通じて多くの区民の意識や行動の変化を促すことを明記しております。以上が第4章、雑駁になりましたがプランにおける取組の概要です。

最後に、今後のスケジュールになります。本日のこの場で頂くご意見、この後ご意見を頂きますけれども、この区議会、パブリックコメントで頂く意見を踏まえまして、1月中にはプラン案を作成し、2月の学識経験者、公募区民で構成する会議を経まして、3月に改定という流れになります。

説明は、以上となります。

○山内委員 このテーマは、将来の港区にとって非常に重要なテーマなので、ぜひ丁寧に議論を重ねていければいいと思いますし、教育委員会の中でも議論を重ねていけるといいなというふうに思います。つい最近に資料を頂いたばかりで読み込めていないので、その中で取りあえず気がついたことを一つだけ申し上げます。

先程の資料の中で、多様な人たちが、人と文化が共生してというところの中で「交流」というキーワードが出ています。この交流というキーワードは、非常に重要だと思うのですが、でも交流というものをつくろうとする何が必要かというところを考えなければいけないし、特に文化芸術とい

う点から交流というのを考えるときには、実はもう少し工夫、仕掛けを考えていいのではないかと
いうことを思いました。

そうすると、もう一つキーワードをあえてつけるとすると、「回遊」ということだと思うので
す。この回遊というのは、二つの意味があって。一つは、例えば港区の中に港区立の色々な文化、
例えば科学館であったり、白金の歴史のミュージアムがあったりします。そういう区の施設ある。
それから民間のミュージアム等も色々ある。あるいは、音楽についても今度港区のホールができ
る。それだけではなくて、民間の色々な方向もあります。やはりそういうところをどう回遊でき
るようにするかということですね。それぞれが点ではなくて、回遊できる仕掛けをどうつくるか。

例えば、郷土歴史館の方で、あるテーマで企画展を考えていると。それで、別の民間のところ
でもこんなテーマを考えている。それぞれ当然主体的にやるものなのだけれども、例えばたまたま運
よく似たようなことを考えているのだったら、同じような時期にうまく組み合わせれば、非常に面
白くなって、そしてこれを見たら次はこっちの展示も行くとか。そういうふうに港区の中の色々な
文化資源というかな、ミュージアムの間等でも人が回遊できるように内容の面でも広報の面でもし
ていけるというのが、一つ面白くなるというふうに思います。

もう一つは、やはり先程港区には豊富な文化資源があるんだという記述の中には、例えば先程の
資料の、いわゆる歴史的な史跡とかそういうのも多いと。文化財、歴史的建造物、史跡などが多数
立地しているとありますけれども、そういう街歩きの回遊ですよ。単に、ミュージアム同士の回
遊だけではなくて、それとさらに街歩きの中で、そういう歴史的な資産を生かした回遊というのも
できるようにしていく。そういうことが片方であると、街としての魅力も出てきますから、交流と
いうだけだと、どこでも言えるのですけれども、やはりどう回遊できる仕掛けをつくっていくか。
そこまで考えていったらいいのではないかというのが一つです。

もう一つ、特に後者の部分というのは非常に実は難しいところで、豊富な文化資源とか歴史的建
造物があるとどんどん壊れていっている訳です。ただ、港区は緑も多いし、何となく壊れていない
ように錯覚ができるのは、実は大使館のおかげなのです。実は大使館の部分だけが大規模開発が行
われていないから、港区の景観って何となく維持されているように錯覚をしている訳です。でも、
それはある意味で各国の大使館のおかげであって、では港区としてとか地域として日本として何が
できているかと言ったら、どんどん街は壊れていっている訳ですから、やはりそこも含めてもっと
切実に考えていかないと、ここには文化財など、日本の近代化を象徴する歴史的建造物、史跡が多
数立地しているといっても、実際にはもうどんどんなくなっていくと。やはりそういうところもも
っと警鐘を鳴らしながらやっていかなければいけないというのが一つです。

実はそういうことについては、この前できた港区史の中でも少しうろ覚えですけども、確か通
史編の近代の巻の、下の方の巻でこの問題についてかなり丁寧な指摘が、記述がなされていると思
います。やはりそういう問題意識を共有するということを出発点にしていくと、もっと豊かな文化
的な振興ができる、あるいは魅力的な街として、この文化的な振興というのを生かすことができ
ると思いますので、ぜひその点をしっかり盛り込んでいただきたいと思います。

○教育長 ありがとうございます。今のお話の中で、港区の中の民間も含めた色々な回遊ができるというところ言えば、齊藤課長はいるのかな。もう既にやっている取組があると思うので、それも含めて紹介をしてください。

○図書文化財課長 それでは、今教育長にご紹介いただきましたことですが、資料の147分の17ページのところで、美術館、博物館等の一覧が載っております。こちらは、出典が港区ミュージアムネットワーク加盟館と書いてございますけれども、港区ミュージアムネットワークというものの事務局を郷土歴史館の方でやっておりまして、これだけの美術館、博物館に加盟をしていただいて、年に2回総会を行っております。その中で、各館との情報共有をして、それぞれの博物館を紹介するパンフレットを発行しております。

また、このミュージアムネットワークの加盟館を対象に、地域振興課文化芸術係が「ミナコレ」というスタンプラリーを年1回実施しておりまして、それぞれの美術館、博物館を巡ってもらって、最後スタンプを集めたら記念品がもらえるという内容となっております。

また、先程山内委員からお話のあった、文化財を守っていくというところですが、こちらは毎年教育委員会でも審議していただいておりますとおり、区の指定文化財として指定をして守っていくことをしております。今年度は古文書の指定でしたけれども、史跡ですとか、建造物、美術品、工芸品などを区の指定文化財として、または東京都なり国なりの指定文化財として指定ができると、現状変更には一定の制限をかけられるので、そういった指定文化財の指定という取組は、今後も頑張っていけたらと考えております。以上です。

○教育長 ありがとうございます。先程頂いた山内委員のご指摘は本当に重要な視点でございますので、引き続き今取り組んでいるものをさらに発展的に進めていくことで、より区民の皆さんに港区を知ってもらうという形でしっかりと取り組んでまいりたいと思いますし、今回のプランにもしっかりと反映できるように所管の方には教育委員会から伝えさせていただきます。

ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 ありがとうございます。今の齊藤さんが色々なさっているのは、私も承知しているので、ですからそれをぜひもっと見えるように、表に出して意味づけをしていくということですよ。だから、そういう意味で、今日最後に見せていただいたような全体のプランの総括の資料、ああいうところにも交流というところだけではなくて、やはり回遊というようなキーワードか何かを置いて、そしてそういうものをつないでいく事業とか、あるいはその街歩きとしての面白さ、そういう歴史的建造物の保存のこととか、そういうこともそこに打ち出しておく、もっとやっていることの位置づけが上がるので。そして、ほかの部署の方にも分かってもらう、区民にも分かってもらいやすくなりますから、そういうふうにつなげてやっているのだから、それを意義づけをしっかりとここで出すということを、回遊という言葉がいいかどうかはそれをお考えいただければいいのですが、何かそういうキーワードをつくって、交流に回遊というようなものをあわせて出していくと随分見え方が変わるのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○教育長 ありがとうございます。しっかりと反映できるように、また庁内でも検討させていただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先程教育長室長の方からもお話がありましたように、まだ皆さんしっかりと中身を見るお時間、こちらの方がお送りするのが遅れたところもありますので、この後見ていただいて、またお気づきの点があれば、これは教育長室長の方でいいのかな。

○教育長室長 こちらで対応いたします。

○教育長 ご意見を頂きまして、それをまた所管の方にしっかりと伝えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○教育長室長 ご意見は今月いっぱいをお願いしたいと思います。

○教育長 今月いっぱいということをお願いできればと思います。

それでは、これにつきましては、今月いっぱいに頂いたものも踏まえて、11月9日開催予定の庁議にこのプランを諮らせていただくことになっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

日程第3 報告事項

1 令和4年度決算特別委員会の総括質問について（教育長答弁）

○教育長 次に、日程第3、報告事項に入ります。報告事項第1「令和4年度決算特別委員会の総括質問について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、「令和4年度決算特別委員会の総括質問について」教育長答弁について、ご報告いたします。報告資料1を御覧ください。去る10月4日に総括質問がございまして、7名の議員、23問の質問がございました。その中から、何点か紹介させていただきます。

4ページになります。まず、全体を通しまして海外修学旅行につきましては、これまで色々なご案内しておりますので、改めてご一読いただきたいのですが、4ページ「平和教育の体系作りについて」ということで、こちらは池田こうじ委員からの質問がございました。平和教育は平和自体を学ぶだけではなくて、子どもの成長に当たって様々なことを学ぶ場ともなります。年齢に合わせて内容を段階的に展開し、生徒が持続可能な平和の重要性を理解し、平和を促進するためのスキルを養うため、平和教育の体系づくりについて考えを伺いたいという質問の趣旨です。

教育長の答弁です。現在、各小・中学校における平和に関する教育については、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じて行うこととしております。主に、国語科、社会科、特別の教科道徳で、年間指導計画にのっとり、平和に関する教材や関連施設などを活用して学習を行っております。小学校低学年では、道徳の時間に、命の尊さを題材とした絵本を活用し、命を大切に思い、平和な世の中を願う心情を養っており、高学年では、学区域にお住まいの戦争経験者と直接対話をすることや、地域の慰霊碑を訪問することなどを通して、体験的に平和について考える活動に取り組んでおります。また、中学校では、これまでに養ってきた平和に関する知識や自分の考えを

基に、社会科の歴史や公民の学習で、平和な世の中を実現するために自分ができることを提案しております。今後、教育委員会は、これまで各学年が取り組んできた平和教育をより体系的に行うことができるよう、区の教育研究会と連携し、地域教材を生かした港区ならではの平和教育の体系化について検討を進めてまいりますと。

次の「給食費の保護者負担軽減策の継続について」の質問をご紹介します。質問者は、給食費の無償化を継続していくことについて伺うということで、っております。

教育長の答弁です。現下の物価高騰が続いている中、保護者負担が増加しないよう、給食費不徴収の継続について検討してまいりますと答弁しております。こちらは、会派を超えて多くの意見が出ております。

もう一つ、7ページの兵藤ゆうこ議員のみなと政策会議からも出ております。「都立特別支援学校の給食費の負担軽減について」という質問があります。質問者は、東京23区で小・中学校の給食費の無償化をする動きが広がっています。港区の都立特別支援学校の給食費を無償化するべきと考えますが、教育長の見解を伺いますということでございます。

教育長の答弁としては、負担軽減の支援について、課題を整理し、検討してまいりますという答弁をしてございます。

最後、ご案内いたします。7ページのその上、池田たけし議員の質問です。「ゲストティーチャーによる授業について」の質問を伺っております。質問者は、子どもたちに対し、地域特性やゲストティーチャーを生かした、新たな価値観の提供や学びへの意欲を高まる活動を、どのように進めていくのかお考えをお伺いしたいということで質問がございました。

教育長の答弁です。現在、各小・中学校では、アスリートや区内外の事業者、地域住民や区長部局など、授業内容に応じた専門家をゲストティーチャーとしてお招きし、授業を行っております。今年度青山小学校では、教育委員会が紹介した区内の事業者をゲストティーチャーとしてお招きし、全校児童が使用済みのノートを集め、リサイクルをして新しいノートに作り替える学習に取り組んでいます。文房具メーカーの方と一緒に学習計画を立てて活動する中で、これまで実感することがなかった「SDGsとは身近なところから取り組むことができる」ということを体験的に学んでおります。また、芝浜小学校では、3年生が「芝浜の街紹介」に取り組んだ際、港区観光協会の方をお招きし、区が目指す「誰にでも優しい街づくり」の視点を教えていただき、新たにバリアフリーの視点を学ぶことができました。子どもたちが専門性の高いゲストティーチャーと対面して「生の声」を伺い、新たな価値観に触れることは、通常の授業で得ることのできない新しい気づきを生み出し、関心・意欲を喚起する重要な活動です。今後、教育委員会では、従前の担任だけの授業にとどまることなく、区内の企業や人材等、地域の教育力を積極的に活用した優れた実践の推進に努め、区立小・中学校の授業のさらなる質の向上に取り組んでまいりますと。

以上、4本をご紹介しましたが、こちらのほかにも御覧いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、質問等はございますでしょうか。

○山内委員 今回、本当に決算特別委員会、修学旅行のことで担当の方々、大変な1か月でいらしたということかと思えますし、そこをまずあるところに収れんできたこともよかったと思っています。

ただ、今回私も決算特別委員会を傍聴し、また発言する中で感じたことを言って、やはりこれらが大切だということだと思うのです。そのときに、今後、確か、特別委員会ができるということですから、そこと今度教育委員会がいい意味で建設的な対話をして、よいプログラム、魅力的なプログラムをつくっていくためには、実は今回の決算特別委員会というのは、なかなかいい題材をいっぱい私たちにくれるんだというふうに思いながら聞いていました。

そういう意味では、やはり何が論点だったのかというところ、単にこの質問と回答の資料で終わりにするのではなくて、何が論点だったのかとか、あるいはどういう説明をしたことによって、反対をしていた人たちの受け止め方が変わっていったのかとか、やはりそういうところをきちんと整理した資料を一つ、やはり総括をつくっておく方がよいと思うのです。

もう一つは、質問要旨が、やはり傍聴していて分かったのは、質問要旨だけでは分からない、議員の方々の本音というものがあると。それは、実は質問に至るところの色々な様々な発言の中に、やはりそういうものはちりばめられていたと思います。やはりそういうところも丁寧に拾いながら、何が課題なのかというところを1回整理しておく、今後に向けてより建設的な議論がしやすくなるのではないかというふうに思った次第です。

もう一つは、今回田谷先生と私とで発言して、それが流れを変えることにどこまで貢献したか分かりませんが、でも何となくどうもあの辺から変わったという話も聞いていますけれども。それは別としても、30年ぶりの異例なことだったようなので、2人の発言についても、ぜひ文字起こししていただいて、記録として取っておいていただく。

それから、もう一つぜひ教えてほしいのは、その田谷さんと私の発言に対しても、それに言及するような議員の、色々な議会の中で、議員の方たちからの何かそれに言及するような発言、コメントがあったのであれば、そこもあわせて記録としてつくっておいていただくとありがたいと思います。そういうことがあると、今後、あ、こういうことにこういう反応をしてくれたんだということが私たちも分かって、そうするとまた今後そういうことを理解した上で、また次の色々な貢献ができますから、ぜひそういうことまでしていただけるといいと思います。

そういうことをしながら、丁寧な対話を議会と教育委員会が尽くしていくというところにしていただければいいのではないかと思いますので、以上の点をぜひよろしくお願いします。

○教育長 ありがとうございます。後程私の方からお話を差し上げようと思っていたのですが、今山内委員からもお話がありましたように、まず今回の議会なのですけれども、決算については特別会計も含めて全て認定をさせていただきました。

その中で、今お話があったように今回補正予算として提出した中の海外修学旅行については、本当に異例の状況の中で、本来前半の方で行われる常任委員会3日間の中で終わるものについてまだ

審議が不十分ということで、決算特別委員会の質問も含めて最終日、10月6日まで、その前日まで、改めてまた常任委員会を開くという中の異例な審議の中でございました。

ご紹介いただいたように、お二方に教育費の中で答弁というか、説明をしていただきまして、大きく流れが変わっております。それについて各委員さん、議員の皆さんから色々な声が聞こえておりますので、公式非公式も含めて、そこはまた丁寧に文字起こしをした上で、情報提供をさせていただければと思います。

補正予算は承認された訳なのですが、附帯意見がつきまして、これも山内委員から先程お話がありましたように、特別委員会が設置されて、その名も「海外修学旅行調査特別委員」というそのものの名前で。実は17日に第1回が行われて、次が26日に行われる予定です。現時点では、やはり金額の問題が大きなウエイトを占めているので、今後開かれる予定のプロポーザルの中身、あるいはそこで審査をする委員さんの構成等々について質問があつて答えているところがあります。また、17日に出た意見も含めて、また26日にそれに対して打ち返したいな形になっていきますので、その辺のやり取りを含めて、これもまた皆さんの方に情報提供をさせていただければと思います。

その中に、先程も山内委員からもお話がありましたように、これからが本当に大事な部分で、プロポーザルはプロポーザルとして、具体的な3泊5日の中身、プログラムについてかなり皆さん高い期待を寄せておりまして。その中には、いわゆる海外のオーストラリアの派遣で得られたものも欲しいし、一方で修学旅行としての集団での色々な活動も欲しいということで、様々な34人の議員の皆さんから色々な意見が寄せられておりますので、そこをどうさばいて、しっかりしたプログラムにしていこうかというところについては、まだもう少し時間がありますので、皆さんの意見も聞く中で、そこはしっかりと詰めていきたいと思ひますし、また学校ごとにそれぞれの特色も出したいというところもありますので、それも踏まえて、あわせて皆様の方に情報提供させていただければと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 港区立郷土歴史館展示室等の休室について

○教育長 次に、報告事項第2「港区立郷土歴史館展示室等の休室について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 「港区立郷土歴史館展示室等の休室について」ご説明いたします。本日付資料ナンバー2を御覧いただけますでしょうか。

「報告内容」です。港区立郷土歴史館展示室等の展示資料の状況確認等を実施するために、常設展示室等を休室します。

項番1「休室期間」です。令和5年12月11日月曜日から12月20日水曜日までの10日間となっております。

項番2「休室場所」です。常設展示室、特別展示室、ガイダンスルーム、コミュニケーションルームです。それ以外の場所、旧講堂ですとか、ギャラリー、休憩室、図書室、ミュージアムショップ、カフェ等は通常通り利用可能となっております。

項番3「理由」です。デジタル機器等の点検、展示品の劣化防止のための変更・調整、調湿剤の回収及び展示資料の状況確認等を実施するものでございます。

項番4「告示日」です。令和5年10月下旬を予定しております。こちらにつきましては、この教育委員会報告後、手続に入らせていただきます。

項番5「利用者への周知方法」です。(1)「広報みなと」への掲載から、(6)SNS等による発信まで、記載のとおり行う予定でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は、以上とさせていただきます。

3 令和5年特別区人事委員会勧告について

○教育長 次に、報告事項第3、「令和5年特別区人事委員会勧告について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、報告事項3「令和5年特別区人事委員会勧告について」報告させていただきます。特別区人事委員会は、10月11日、23区議会各議長と、23区各区長に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。本勧告は、区の職員である幼稚園教育職員の給与に関わりますので、主な内容と今後の対応についてご報告させていただきます。

報告資料ナンバー3「令和5年特別区人事委員会勧告について」を御覧ください。2枚目は、別紙といたしまして、特別区人事委員会の勧告の概要を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

初めに、項番1「勧告概要」についてです。まず、(1)月例給についてです。特別区職員の給与は、民間従業員の給与を3,722円、率にして0.98%下回っておりました。人材確保の観点等を踏まえて、初任給及び若年層を中心に、給料月額を引き上げます。幼稚園教育職員の初任給は、大学卒で8,300円、短大卒で7,700円引き上げられます。

続いて、(2)特別給、期末、勤勉手当についてです。特別区職員の年間の支給月数は、4.55月に対して、民間従業員の年間支給月数は、4.64月となっていたため、年間支給月数を0.10月引き上げて、4.65月といたします。引き上げ分は、一般職員は勤勉手当に、管理職員は期末手当及び勤勉手当に均等に割り振ります。

次に、(3)改定の実施時期についてです。月例給は令和5年4月1日、特別給は勧告を実施するための改正条例の公布日から実施します。条例の改正は、現在行われている特別区長会と特区連(特別区職員労働組合連合会)との労使交渉妥結後に実施予定です。

次に、(4) 公民比較の手法についてです。特別区職員給与等実態調査と民間給与実態調査を比較して算出しております。月例給は令和5年4月時点、特別給は令和4年8月から令和5年7月までを調査対象期間としております。

次に、項番2「改正が必要な条例」についてです。対象条例は、「港区幼稚園教職員の給与に関する条例」となります。なお、特別区長会と特区連（特別区職員労働組合連合会）との労使交渉が妥結し、勧告どおりに改定が行われることとなった場合は、改めて教育委員会において、条例改正をご審議いただく予定です。教育委員会でご決定いただきましたら、続けて令和5年第4回港区議会定例会に条例改正について、議案を提出する予定です。また、その後の関係規則の改正も予定しております。

最後に、項番3「東京都人事委員会勧告について」です。10月13日付で、東京都教職員の給与に係る東京都人事委員会勧告もありました。これは小中学校の教育職員の給与に関わることでありますので、あわせて情報提供をさせていただきます。東京都の勧告も、特別区の勧告と同様、民間との均衡を踏まえ、月例給及び特別給を引き上げます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今課長の方からの説明もありましたように、現在労使交渉中でございますので、それが妥結した後に改めて正式に決まる形ですので、また妥結した時点で、情報提供をさせていただきます。

- 4 後援名義等の9月使用承認について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の9月事業実績について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の11月事業予定について
- 8 図書館の9月分利用実績について
- 9 図書館・郷土歴史館の9月行事実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の11月行事予定について
- 11 みなと科学館の9月利用状況について
- 12 11月教育人事企画課事業予定について

○教育長 この後の報告事項第4「後援名義等の9月使用承認について」から、12「11月教育人事企画課事業予定について」の9件につきましては、配布資料のとおりでございますけれども、それぞれ各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定をしている案件は全て終了しましたが、委員または説明員の皆様から、その他何かございますでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 本日の次第にはございませんが、1点ご説明させていただきます。本年9月25日に開催いたしました教育委員会の臨時会におきまして、協議事項としてお諮りした「北青山三丁目地区第一種市街地再開発事業におけるスポーツ施設整備案」に関して、審議予定に変更がございますので、ご説明させていただきます。9月25日での説明では、9月25日の協議を経て、10月13日に開催の公共施設等整備検討委員会での審議、またその後本日の10月23日の教育委員会臨時会において、改めてこの整備案をお諮りする予定としておりました。

しかしながら、公共施設等整備検討委員会での審議に向けて庁内調整をする中で、新たに整備するスポーツ施設としての整備案として、施設コンセプトだけでなく、構造計画や防災計画、環境計画、またセキュリティ計画なども含めた整備計画的なものとしてまとめる方向でという意見がございます。現在、再検討しているところでございます。

こうしたことから、改めまして教育委員会に協議事項として諮った上で、年明け1月の公共施設等整備検討委員会への審議、またその後教育委員会へ審議事項としてお諮りしたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

来年度予算に関する内容（非公開）

○教育長 それでは、これより来年度予算に関する内容について、議決前の事項ということで、非公開という形で、来年度予算に関する内容について、説明をさせていただければと思います。

（非公開協議）

「閉会」

○教育長 それでは、これをもちまして閉会といたします。

次回は、定例会を来月11月13日月曜日、午前10時から、こちらは参集での参加となりますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 寺原 真希子